

一人また一人…追い出される避難者

「住まい」は人権ではないのか！

(かながわ訴訟原告団長。原発被害者団体連絡会＝ひだんれん＝幹事)

住民らの命がけの訴えをよそに、東日本大震災の被災地で女川原発が再稼働された。力づくで進められているのは原発再稼働だけではない。いまもふるさとに帰れないまま、避難先で体と心を病み、その日の生活にも困っている避難者が、1人、また1人住まいを追い立てられようとしている。毎日を生きたことさえ精いっぱい、避難者を、あたかもゴミ掃除をするかのように、行政が調停や裁判にかけて追い出し、莫大な「損害金」の支払いを迫る。国は素知らぬふり、司法も背景事情に目をつぶってこれに手を貸す。「国内避難民」としての保護を訴える弁護人や国際世論もどこ吹く風。東日本大震災・福島原発事故から間もなく14年。生きる基本である「住まい」が、この国では、人権として守られないのか。

●次々と明け渡し・賠償請求訴訟を続ける福島県

訴状「よって原告は、貸付契約終了に基づき、①本件建物の明け渡し②債務不履行(未払い)に基づく損害賠償として3万8884円及び明け渡し済みまで1か月3万8884円による賃料相当損害金を支払うことを求める」

今年2月16日付で福島地裁に出された訴状である。原告は、なんと内堀雅雄・福島県知事。被告は原発事故による被ばくを避けようと南相馬市から避難している50代の女性Kさん。東京・東雲の国家公務員宿舎に避難している。重度の精神障害で日常生活もままならず、ヘルパーの訪問看護を受けてなんとか毎日を送っている。収入は障害年金月7万円のみ。

県の提訴を受けた福島地裁は、11月20日に口頭弁論を開くことを弁護士に通告してきた。本人とのコミュニケーションもままならないまま、わずかな支援者は訴訟取り下げの嘆願書を提出する準備をしている。

福島県が原発被害である避難者の住宅追い出しと「損害金」の支払いを求めて裁判所に調停・提訴したのは、2019年以降、首都圏の国家公務員宿舎の避難者だけで26世帯に上っている。

●行政の言い分を追認、人権感覚マヒの裁判官

福島県の提訴に対し、これまで福島地裁が出した判決は4件。いずれも「入居期限切れ」を根拠とする福島県の言い分を丸呑みしたもので、背景にある原発事故からの避難や避難者の窮状には目もくれない冷たいものだった。

2020 年3月に提訴された2世帯に対し、福島地裁(小川理佳裁判長)が 2023 年 1 月 13 日に出した判決は、その典型だった。

判決の骨子は①災害救助法による住宅の供与期間を決める政策判断は、行政庁の広範な裁量に委ねられている②福島県知事が災害救助法の適用を 2017 年3月31 日で終了させたことは適法③この時点で原告と被告の使用貸借関係は期間満了により終了している、というものだった。

そこには、災害救助法適用終了決定の合理性、原発事故により避難した被告の事情、置かれている状況に対する配慮などは一切なく、まるで一般のアパート契約期限切れの明け渡しに対する判決と何ら変わらない判断だった。判決文中で小川裁判長は、「住宅供与打ち切りの政策判断が仮に違法だったとしても、期間満了による一時使用借関係(原文のまま)の終了の効果発生を阻止しうるものではない」とダメ押しまでしている。

また、判決前年に訪日して避難者の実態を調査した国連人権理事会のヒメネス＝ダマリ―特別報告者や、国連社会権規約委員会の意見・勧告などで繰り返されている「国内避難民としての保護」についても、「法的拘束力を有するものではない」との一言で切り捨てている。

挙句の果てに判決は、退去させられても「生活保護その他の社会保障制度によって補完されるから、原告らの生存権が侵害されたとは言えない」と言い放って、人権感覚マヒを疑わせる態度を平然と示していた。

そればかりでなく、通常の家明け渡し裁判では付けないと言われている「仮執行宣言」までも付けていた。

「今日の判決は、本当におかしい。…控訴します」--判決後の報告集会で、被告の男性は、言いようのない無念さを絞り出すように言った。

●問答無用の高裁、即日結審

仙台高裁の控訴審は 2023 年7月10日に開かれた。

瀬戸口壯夫裁判長は、開口一番、「控訴人の意見陳述は予定していなかったが、わざわざ遠くから来られているので、意見を聞きます」と被告男性を証言台に招いた。

男性は、原発事故で働いていた工場が閉鎖され、不安で夜も眠れず体調を崩したこと、支援者の協力で精神障害者保健福祉手帳を得たこと、福島県から退去を迫られ東京都の都営住宅に 14 回応募したが落選続きだったこと、調停にかけられ、契約書へのサインと賠償金支払いを執拗に要求する福島県の姿勢で調停が不調に終わり、裁判にかけられたことなどを切々と訴えた。

続いて柳原敏夫弁護士が冒頭陳述に立ち、「本件裁判の真の主題は、建物の使用をめぐる所有者と不法占拠者の問題ではない。原発事故の加害責任を負う国が、提供した宿舍の所有権を理由に立ち退きを求めるという居住権と所有権の対立をどう調

整するかという、原発事故が起きて初めて出現した、極めて複雑で前例のない人権問題である」と述べたうえ、「原判決は、『所有権の絶対・万能』原理で形式的に解決しようというもので、弱者保護の姿勢はなく、『強きを助け、弱きをくじく』見事なまでの姿勢である」と福島地裁判決を厳しく批判し、「原発事故被害を想定した法律がなく、それを補うのは国際人権法である。原判決は破棄されるべきである」と言い終わった瞬間、瀬戸口裁判長は、「弁論を終結します」と宣言、扉の奥に消えた。

今年1月 15 日に出された仙台高裁・瀬戸口判決は、「控訴棄却」の一言で、福島地裁・小川判決を維持した。

●上告手続き中、強制執行

「弁論再開」の申し立ても棄却され、原告・弁護団は最高裁に上告。その手続きが進んでいる最中の3月、福島県は東雲宿舎に残っている女性被告に対し立ち退きの強制執行を申立て、4 月 10 日、東京地裁の手を借りて、文字通り強制執行までやってのけた。

訴訟は現在、最高裁第2小法廷に係属している。

●相次ぐ「追い出し」判決

行政による追い出し・賠償請求提訴、これにお墨付きを与える判決は相次いでいる。

10 月7日、いわき市から家族4人で避難、東京・九段の国家公務員宿舎に入居していた鴨下祐也さん(福島原発被害東京訴訟原告団長)に対し、東京地裁(大須賀寛之裁判長)は、2017 年3月 31 日の災害救助法による無償提供打ち切り後の家賃相当額 273 万7千円の支払いを命じる判決を言い渡した(鴨下さん一家はすでに宿舎を退去していた)。

この判決は、内容もちろんだが、言い渡しの際の裁判長の異様な対応が、原発避難者に対する司法の姿勢を象徴的していた。

傍聴席を見渡した大須賀裁判長は、主文を読み上げた後、「事実及び理由の朗読は省略します。終わります」と宣言した。

ほぼ満席に近い 90 人余が詰めかけた傍聴席から、「判決の理由を教えてください」「なぜ、読み上げないのですか」などと抗議の声があがった。3人の裁判官は席に座ったまま。大須賀裁判長は、「裁判は終わりました。傍聴人は速やかに退去してください」と繰り返し、挙句の果て「退廷命令を発令します」と宣言、10 人余りの警備員が傍聴者に迫った。「なぜだ!」「おかしい!」と抗議の声をあげ続ける傍聴者。「私もおかしいと思います。しかし、混乱は避けましょう」と説得する弁護人。鴨下さんの長男、全生さんが、涙を振るって叫んだ。「こんな法廷、出ましょう!」。この声で傍聴者は法廷を出た。

判決は、鴨下さんのいわき市の自宅の土壌から放射線管理区域の倍に当たる1平方メートル当たり8万ベクレルの放射線量が検出されたことを認めながら、被ばくから逃

れるための避難の相当性に対する判断には触れなかった。ただひたすら、「使用貸借契約の期限切れ」を強調するばかりだった。

●厄介者扱い、脅してまでも追い出しを図る行政

行政による避難者追い出し訴訟は大阪市でも起きている。

原発事故の被ばくを怖れて関東から避難し、大阪市営住宅に入っていた一人暮らしの女性 S さんは 2018 年 7 月、大阪市から立ち退きと約 1 千 800 万円にのぼる損害金を請求する訴訟を起こされている。

S さんは、2016 年に末期がんで余命宣告されており、現在寝たり起きたりの状況で、ホスピスへの入院も検討されているという。

このような状況の避難者に対し大阪市は、2017 年 3 月末をもって避難者への住宅提供が打ち切られたことを根拠に、一時は生活保護の打ち切りも示唆して退去を迫った。この住宅は建て替えを前提とした「事業用住宅戸だ」として、代替住宅も示さないまま、退去しないことによる「損害金」約 1800 万円を要求している。この裁判は、11 月 22 日に大阪地裁で判決が言い渡される。

また、原発避難ではないが、東日本大震災の津波で自宅を失い、東京・目黒区に避難、区営住宅を提供されて入っていた女性 Y さんに対し、目黒区が立ち退きと「損害金」請求を求めた裁判で、東京地裁（金沢秀樹裁判長、異動により大須賀寛之裁判長代読）は、3 月 25 日、820 万 6 千余り円の支払いを命じる判決を言い渡した。宮城県による住宅提供終了決定を根拠にしたものだった。原告・弁護団は控訴、9 月 27 日第 1 回口頭弁論が開かれ、東京高裁で審理が始まった。

●この闇を破る闘いに光を

血も涙もない追い出し訴訟。その根源は、表向き災害県の知事の裁量に任せる形になっている災害救助法に端を発している。原発事故に対する法的責任を否定し、「子ども被災者支援法」を骨抜きにしたまま、災害救助法という隠れ蓑を盾にして、原発事故を「終わったもの」にしようとし続ける国の政策。これに追従して恥じない行政、それに歯止めをかけるところか、お墨付きを与えてしまう「司法の劣化」にあることは明らかだ。

ふるさとも人生も奪われ、異郷の地で悩み苦しむ避難者に、「住まい」という最低限の人権を奪ったうえ、その日の暮らしもままならない弱者に数百万円から数千万円の支払い請求で追い打ちをかける。こんなことが果たして許されるのか。しかも、個別バラバラにされ、敗訴して消されていく悲劇の全容は深い闇の中にある。

いま、東京地裁では、東京・東雲と埼玉県の家国家公務員宿舎の避難者 11 人（1 人は死去、遺族が承継）が、「住まいの権利」を掲げて闘い続けている。この裁判が、闇の一端を破ってくれることを念じている。